

高知県人事行政の運営等の状況

平成18年9月
高 知 県

高知県人事行政の運営等の状況

～ 目 次 ～

第1章	職員の任用及び職員数に関する状況		
1	任用の状況	・ ・ ・ ・ ・	1
	(1) 採用者数	・ ・ ・ ・ ・	1
	(2) 退職者数	・ ・ ・ ・ ・	1
2	職員数の状況	・ ・ ・ ・ ・	2
	(1) 部門別職員数	・ ・ ・ ・ ・	2
	(2) 年齢別職員構成の状況	・ ・ ・ ・ ・	2
	(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	・ ・ ・ ・ ・	3
第2章	職員の給与の状況		
1	総括	・ ・ ・ ・ ・	4
	(1) 給与の決定の仕組み	・ ・ ・ ・ ・	4
	(2) 人件費の状況	・ ・ ・ ・ ・	4
	(3) 職員給与費の状況	・ ・ ・ ・ ・	4
	(4) 給与の抑制措置の状況	・ ・ ・ ・ ・	5
	(5) ラスパイレス指数の状況	・ ・ ・ ・ ・	5
2	職員の平均給料月額、初任給等の状況	・ ・ ・ ・ ・	5
	(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	・ ・ ・ ・ ・	5
	(2) 職員の初任給等の状況	・ ・ ・ ・ ・	6
	(3) 経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況	・ ・ ・ ・ ・	7
3	一般行政職の級別職員数等の状況	・ ・ ・ ・ ・	8
	(1) 一般行政職の級別職員数の状況	・ ・ ・ ・ ・	8
	(2) 昇給期間の短縮の状況	・ ・ ・ ・ ・	9
4	職員手当の状況	・ ・ ・ ・ ・	9
	(1) 期末手当・勤勉手当	・ ・ ・ ・ ・	9
	(2) 退職手当	・ ・ ・ ・ ・	10
	(3) 地域手当	・ ・ ・ ・ ・	10
	(4) 特殊勤務手当	・ ・ ・ ・ ・	10
	(5) 時間外勤務手当	・ ・ ・ ・ ・	14
	(6) その他の手当	・ ・ ・ ・ ・	14
5	特別職の報酬等の状況	・ ・ ・ ・ ・	16
6	公営企業職員の状況	・ ・ ・ ・ ・	16
	(1) 電気事業	・ ・ ・ ・ ・	16
	① 職員給与費の状況	・ ・ ・ ・ ・	16
	② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	・ ・ ・ ・ ・	17
	③ 職員手当の状況	・ ・ ・ ・ ・	17
	(2) 工業用水道事業	・ ・ ・ ・ ・	19
	① 職員給与費の状況	・ ・ ・ ・ ・	19
	② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	・ ・ ・ ・ ・	19
	③ 職員手当の状況	・ ・ ・ ・ ・	20
	(3) 病院事業	・ ・ ・ ・ ・	21
	① 職員給与費の状況	・ ・ ・ ・ ・	21
	② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	・ ・ ・ ・ ・	22
	③ 職員手当の状況	・ ・ ・ ・ ・	22

第3章	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況		
1	勤務時間	・ ・ ・ ・ ・	25
	(1) 勤務時間	・ ・ ・ ・ ・	25
	(2) 週休日及び休日	・ ・ ・ ・ ・	25
2	休暇の種類	・ ・ ・ ・ ・	25
	(1) 年次有給休暇	・ ・ ・ ・ ・	25
	(2) 病気休暇	・ ・ ・ ・ ・	25
	(3) 特別休暇	・ ・ ・ ・ ・	26
	(4) 介護休暇	・ ・ ・ ・ ・	28
	(5) 組合休暇	・ ・ ・ ・ ・	28
3	育児休業等	・ ・ ・ ・ ・	28
	(1) 育児休業	・ ・ ・ ・ ・	28
	(2) 部分休業	・ ・ ・ ・ ・	28
第4章	職員のサービスの状況		
1	年次有給休暇の取得状況	・ ・ ・ ・ ・	29
2	育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況	・ ・ ・ ・ ・	29
	(1) 育児休業	・ ・ ・ ・ ・	29
	(2) 部分休業	・ ・ ・ ・ ・	29
	(3) 介護休暇	・ ・ ・ ・ ・	30
3	倫理条例に基づく届出の状況	・ ・ ・ ・ ・	30
4	職務専念義務免除の状況	・ ・ ・ ・ ・	31
5	営利企業従事許可の状況	・ ・ ・ ・ ・	32
第5章	職員の分限及び懲戒の状況		
1	分限処分	・ ・ ・ ・ ・	33
2	懲戒処分	・ ・ ・ ・ ・	33
	(1) 平成17年度懲戒処分の状況	・ ・ ・ ・ ・	33
	(2) 処分の事由別状況	・ ・ ・ ・ ・	34
第6章	職員の研修及び勤務成績の評定の状況		
1	研修の状況	・ ・ ・ ・ ・	35
	(1) 知事部局等	・ ・ ・ ・ ・	35
	(2) 教育委員会	・ ・ ・ ・ ・	36
	(3) 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	37
	(4) 病院局	・ ・ ・ ・ ・	37
2	勤務成績の評定の状況	・ ・ ・ ・ ・	38
	(1) 知事部局等	・ ・ ・ ・ ・	38
	(2) 教育委員会	・ ・ ・ ・ ・	38
	(3) 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	39
第7章	職員の福祉の状況		
1	労働安全衛生管理体制	・ ・ ・ ・ ・	41
2	健康診断の実施	・ ・ ・ ・ ・	41
3	メンタルヘルス対策事業	・ ・ ・ ・ ・	41
4	保健事業等	・ ・ ・ ・ ・	41
5	互助会制度	・ ・ ・ ・ ・	41
6	職員住宅の保有状況	・ ・ ・ ・ ・	41
7	公務災害の発生状況	・ ・ ・ ・ ・	41

第1章 職員の任用及び職員数に関する状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

平成17年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分		採用者数					
		上級	中級	初級	割愛	選考	合計
知事部局	事務職	10	-	5	7	1	23
	技術職	13	-	3	6	5	27
	県立大学教員	-	-	-	3	9	12
	小計	23	0	8	16	15	62
教育委員会		-	1	3	1	49	54
警察本部		57	-	31	10	-	98
企業局		1	-	-	-	-	1
病院局		3	45	-	2	23	73
合計		84	46	42	29	87	288

(注)「割愛」とは、国等との人事交流に伴う採用のことをいい、採用者数には再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

(2) 退職者数

平成17年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分		退職者数					
		定年退職	勤務延長後の退職	勸奨・早期希望退職	割愛	その他	合計
知事部局	事務職	15	-	37	5	15	72
	技術職	32	-	41	12	10	95
	技能職	9	-	1	-	-	10
	県立大学教員	4	-	1	1	8	14
	小計	60	0	80	18	33	191
教育委員会		77	-	99	16	28	220
警察本部		26	-	24	16	11	77
企業局		1	-	1	-	1	3
病院局		2	-	10	4	44	60
収用委員会		1	-	-	-	-	1
合計		167	0	214	54	117	552

(注)退職者数は、再任用後の離職者、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数（平成18年4月1日現在）

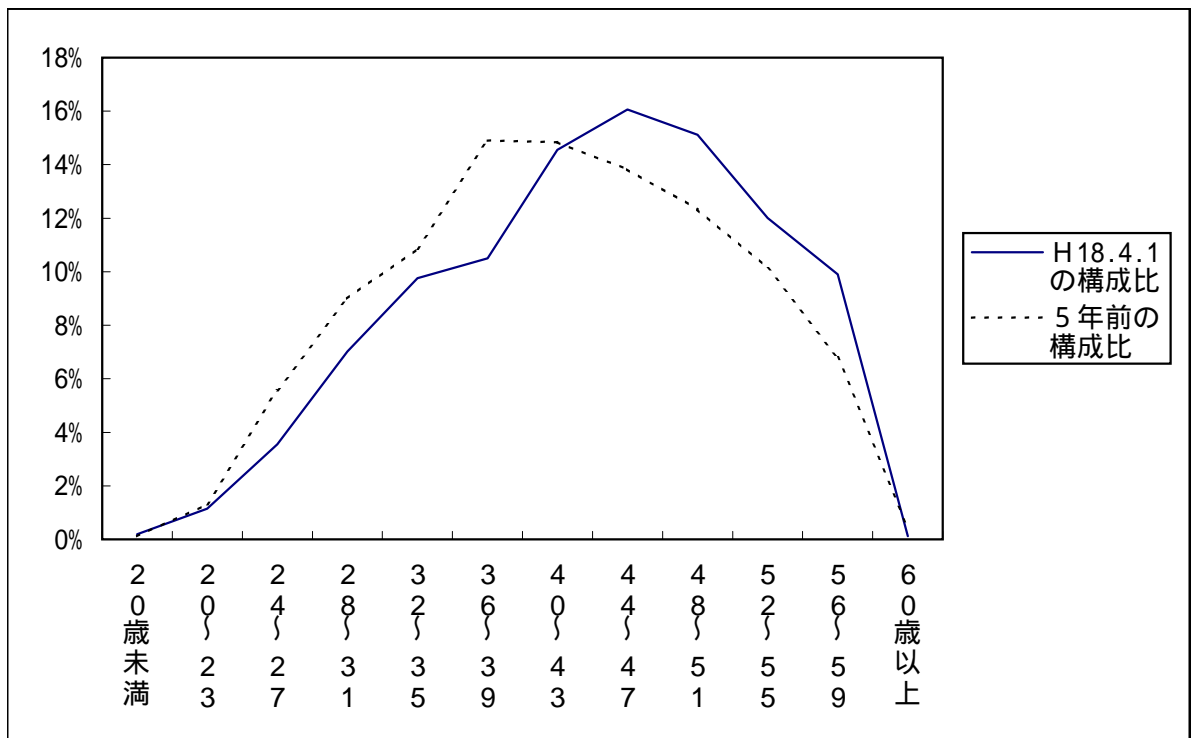
部門別の職員数と主な増減理由は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成17年	平成18年			
一般行政部門	議会	31	31	0	
	総務企画	619	628	9	会計管理体制の充実等
	税務	152	161	9	県税徴収体制の充実等
	民生	408	365	43	南海学園の民間移管等
	衛生	513	474	39	福祉保健所の体制の見直し等
	労働	57	53	4	労働政策業務の見直し等
	農林水産	1,079	1,056	23	農林事業量の減等
	商工	188	203	15	観光振興体制の充実等
	土木	996	929	67	土木事務所の統合等
	小計	4,043	3,900	143	
特別行政部門	教育	8,897	8,714	183	教職員の配置定数の見直し等
	警察	1,875	1,880	5	法定基準の充足等
	小計	10,772	10,594	178	
公営企業等 会計部門	病院	691	691	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	65	63	2	四国横断自動車道用地取得事業量の減
	小計	757	755	2	
合計	15,572	15,249	323		

（注）職員数は、一般職に属する職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員などを含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 29	人 175	人 542	人 1,070	人 1,488	人 1,609	人 2,220	人 2,450	人 2,306	人 1,831	人 1,510	人 19	人 15,249

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標表(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	5年間で総職員数の8.8%(1,363人)削減する計画

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

14,209人

定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

(各年4月1日現在、単位：人)

区分	平成17年 (計画前年)	平成18年 (1年目)	平成19年 (2年目)	平成20年 (3年目)	平成21年 (4年目)	平成22年 (5年目)	計	(参考) 数値目標
一般行政 部門 (知事部局)	減員		143				143	
	増員							
	差引		143				143 (25.0%)	572
	職員数	4,043	3,900					3,471
教育部門	減員		183				183	
	増員							
	差引		183				183 (24.4%)	749
	職員数	8,897	8,714					8,148
警察部門	減員							
	増員		5				5	
	差引		5				5 (-25.0%)	20
	職員数	1,875	1,880					1,855
公営企業等 会計部門	減員		2				2	
	増員							
	差引		2				2 (9.1%)	22
	職員数	757	755					735
総計	総職員数	15,572	15,249				323 (23.7%)	1,363 14,209

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

第2章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 給与の決定の仕組み

地方公務員の給与は、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業所の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないことになっています。

具体的には、人事委員会が民間事業所の給与の実態などを調査し、これに基づいた報告や勧告を知事と議会にします。この報告や勧告を受けた知事は、給与の改定について検討した上で、これに必要な条例議案を議会に提出し、議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

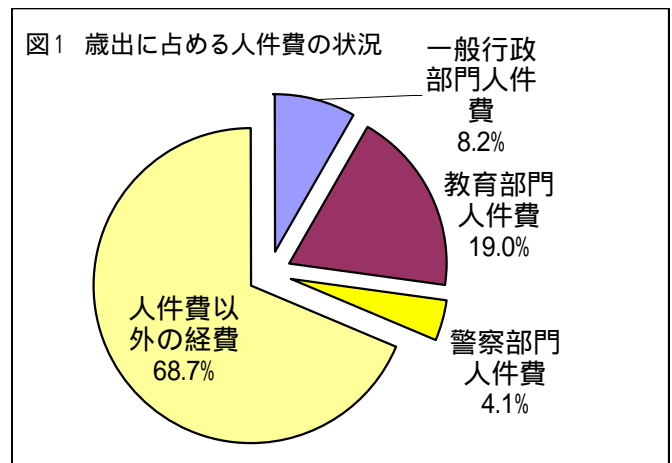
(2) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成18年3月31日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成16年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
799,121	444,085,845	5,846,357	139,019,226	31.3	30.0

(注) 人件費とは、職員及び知事、議員などの特別職に支給される給与、報酬等及び退職手当、地方職員共済組合への負担金、恩給、退職年金並びに災害補償などのことです。

人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

		人件費 (千円)	構成比 (%)
人 件 費	一般行政部門	36,419,959	8.2
	教育部門	84,260,082	19.0
	警察部門	18,339,185	4.1
	人件費計	139,019,226	31.3
人件費以外の経費		305,066,619	68.7
歳出総額		444,085,845	100.0



(3) 職員給与費の状況（平成18年度普通会計予算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
15,098	66,202,591	10,680,711	27,304,349	104,187,651	6,901

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

職員の給与費の状況（平成18年度普通会計予算（当初））

区分	給料	各種手当（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）	期末・勤勉手当	計
一般行政部門	17,152,563千円	2,884,197千円	7,254,825千円	27,291,585千円 26.2%
教育部門	41,002,724千円	5,124,278千円	16,663,814千円	62,790,816千円 60.3%
警察部門	8,047,304千円	2,672,236千円	3,385,710千円	14,105,250千円 13.5%
計	66,202,591千円	10,680,711千円	27,304,349千円	104,187,651千円
給与費に占める割合	63.5%	10.3%	26.2%	100.0%

図2 給与費の部門別内訳

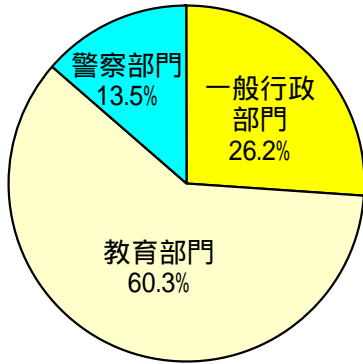
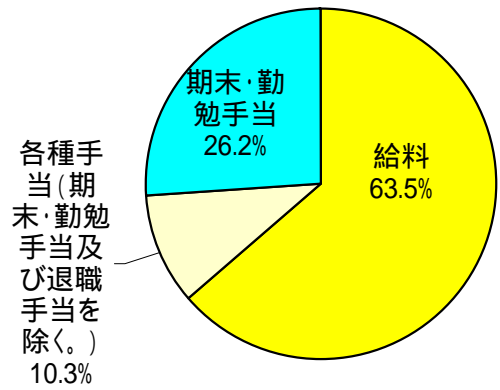


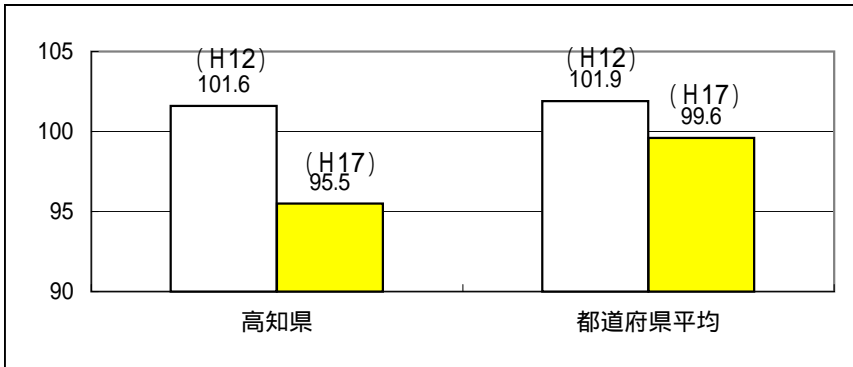
図3 給与費種類別内訳



(4) 給与の抑制措置の状況

平成17年4月から3年間、管理職の給料（調整額を含む）の5%、管理職以外の職員の給料（調整額を含む）の3%を減額して支給しています。

(5) ラスパイレス指数の状況（平成17年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日）

公表の時点では平成18年4月1日時点の国及び都道府県平均のデータがないため、それぞれ平成17年4月1日時点のデータを記載しています。

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高知県	43.8歳	346,943円	397,411円
			368,437円
国 (H17.4.1時点)	40.3歳	329,728円	382,092円
都道府県平均 (H17.4.1時点)	43.0歳	359,070円	442,267円
			401,365円

高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高知県	42.8歳	374,128円	428,290円
都道府県平均 (H17.4.1時点)	43.7歳	406,191円	474,296円

小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高知県	45.2歳	397,202円	445,731円
都道府県平均 (H17.4.1時点)	43.5歳	397,698円	459,807円

警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高知県	42.3歳	355,403円	472,012円
			378,855円
国 (H17.4.1時点)	42.1歳	341,705円	386,301円
都道府県平均 (H17.4.1時点)	41.3歳	357,546円	510,430円
			404,131円

技能職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高知県	51.1歳	337,406円	367,479円
			352,953円
国 (H17.4.1時点)	48.1歳	285,008円	316,350円
都道府県平均 (H17.4.1時点)	47.1歳	340,397円	394,707円
			372,274円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査によって明らかにされているものである。
- また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じペースで再計算したものである。
- 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の平均給与月額は、全ての諸手当込みの数字を記載しています。
- 4 平均給料月額及び平均給与月額は、1 - (3) の給与抑制措置後の額により算出しています。

(2) 職員の初任給等の状況(平成18年4月1日現在)

職員の採用試験に合格し、高等学校又は大学卒業後直ちに採用された職員の職種別の初任給及び採用後2年経過したときに予想される給料月額は次の表のとおりで、国家公務員とおおむね同一の水準となっています。

区分		高 知 県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	種 179,200円 種 170,200円	種 196,200円 種 182,200円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	146,700円
小・中学校 教育職	大学卒	190,500円	204,300円	- 円	- 円
	高校卒	147,000円	160,300円	- 円	- 円
高等学校 教育職	大学卒	190,500円	204,300円	- 円	- 円
	高校卒	147,000円	160,300円	- 円	- 円

警察職	大学卒	185,300円	204,100円	種 205,900円 種 197,700円	種 219,400円 種 210,700円
	高校卒	159,600円	176,800円	156,200円	168,200円
技能職	高校卒	142,700円	153,700円	(技能職員) 135,600円	(技能職員) 143,900円
	中学卒	127,700円	137,400円	(技能職員) 127,700円	(技能職員) 134,500円

(注) 初任給等の額は、1 - (3) の給与の抑制措置前の額です。

また、「採用2年経過日給料月額」が国と異なっているのは、昇給期が異なることによるものです。

(県：4月1日 国：1月1日)

(3) 経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,746円 (33.3歳)	308,977円 (38.3歳)	369,559円 (43.2歳)
	高校卒	216,870円 (28.5歳)	268,984円 (33.6歳)	323,425円 (38.6歳)
小・中学校教育職	大学卒	301,403円 (32.5歳)	365,211円 (37.7歳)	392,283円 (42.6歳)
	高校卒	-円 (-歳)	-円 (-歳)	-円 (-歳)
高等学校教育職	大学卒	297,081円 (32.3歳)	363,555円 (37.4歳)	393,365円 (42.6歳)
	高校卒	-円 (-歳)	272,902円 (34.1歳)	334,310円 (38.8歳)
警察職	大学卒	280,670円 (32.6歳)	335,407円 (37.9歳)	374,391円 (43.3歳)
	高校卒	247,146円 (28.6歳)	291,162円 (34.0歳)	346,140円 (38.5歳)
技能職	高校卒	-円 (-歳)	-円 (-歳)	294,953円 (42.8歳)

(注) 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

また、平均給料月額は、1 - (3) の給与の抑制措置後の額です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

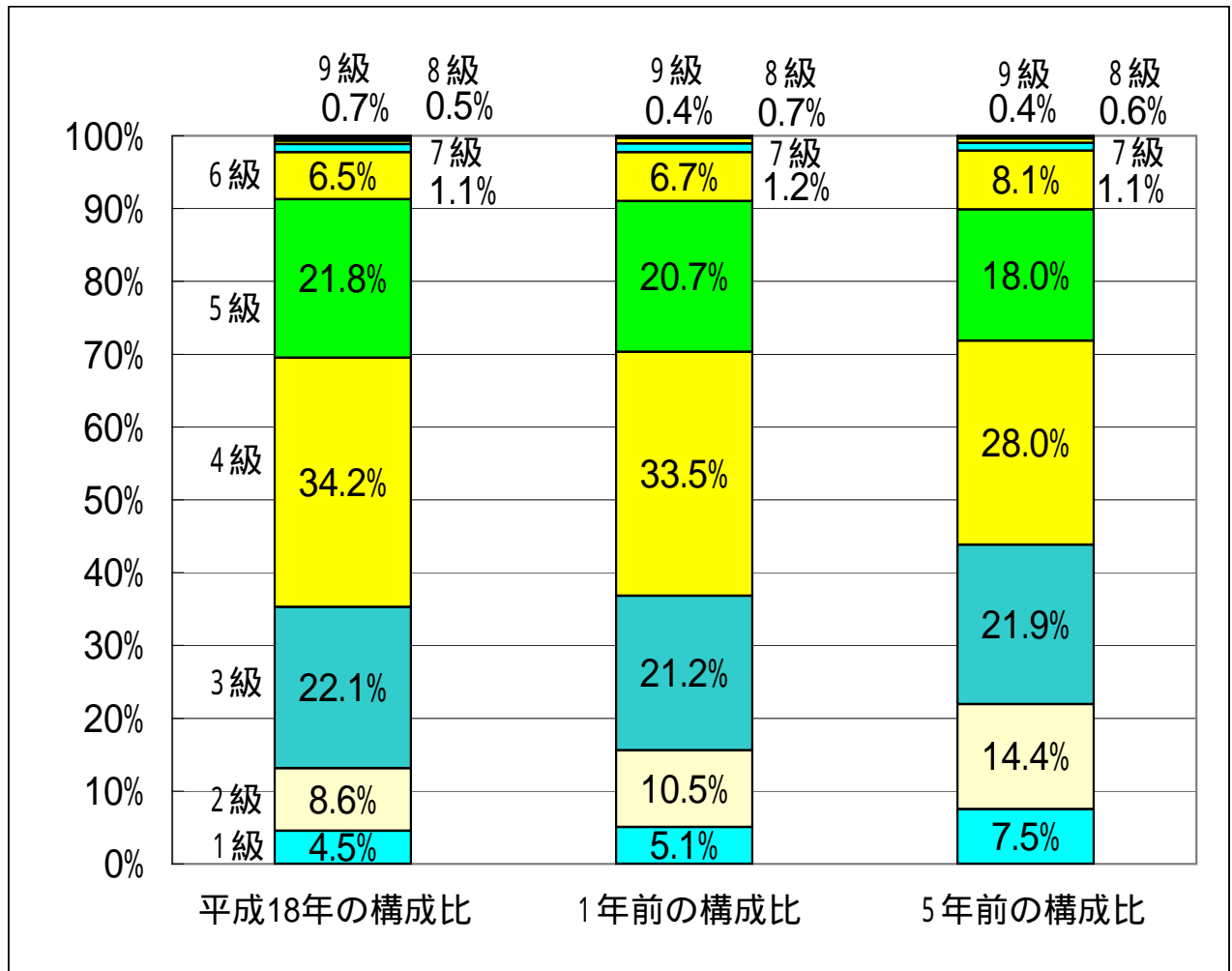
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

職員は、職務の種類に応じて10種類の給料表のいずれかが適用され、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合いに応じて各々の級に区分されていますが、一般行政職では、次の表のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	176人	4.5%
2級	主査	334人	8.6%
3級	係長・主幹	860人	22.1%
4級	班長・主任	1,330人	34.2%
5級	課長補佐	846人	21.8%
6級	課長	251人	6.5%
7級	副部長・参事	43人	1.1%
8級	副部長	18人	0.5%
9級	部長・理事	26人	0.7%
計		3,884人	100%

(注) 1 高知県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 給与構造の見直しによって、平成18年度より行政職給料表は、11級制から9級制に改正され（1級と2級、4級と5級をそれぞれ統合。）、平成18年の級の構成と1年前及び5年前の級の構成とは異なっています。このため、平成18年の級の構成に合わせて1年前及び5年前の構成比を表示しています。

(参考)

1年前及び5年前の級の構成

平成18年の級の構成

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

(2)昇給期間の短縮の状況

区分		合計	一般行政職	小・中学校 教育職	高等学校 教育職	警察職	技能職
平成 17 年度	職員数 (A)	14,820人	3,979人	5,446人	2,373人	1,564人	397人
	普通昇給期間(12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	2,911人	660人	1,214人	528人	282人	82人
	比率(B/A)	19.6%	16.6%	22.3%	22.3%	18.0%	20.7%
平成 16 年度	職員数(A)	15,331人	4,055人	5,542人	2,398人	1,541人	428人
	普通昇給期間(12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	4,239人	699人	2,113人	883人	293人	58人
	比率(B/A)	27.6%	17.2%	38.1%	36.8%	19.0%	13.6%

(注)勤務成績が特に良好である場合等の特別昇給については、短縮期間が3月から24月までであることから、これらを12月に換算した場合の特別昇給を受けた職員の合計の比率は9.4%になります。

4 職員手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

高 知 県			国		
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,859千円			-		
(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分 (0.75月分)	0.7月分 (0.35月分)	6月期	1.4月分 (0.75月分)	0.7月分 (0.35月分)
12月期	1.6月分 (0.85月分)	0.75月分 (0.40月分)	12月期	1.6月分 (0.85月分)	0.75月分 (0.40月分)
計	3.0月分 (1.6月分)	1.45月分 (0.75月分)	計	3.0月分 (1.6月分)	1.45月分 (0.75月分)
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階・職務の級等による加算措置			職制上の段階・職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%~20%			・役職加算 5%~20%		
・管理職加算 10%~20%			・管理職加算 10%~25%		

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当(平成18年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高 知 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(知事部局)					
平成16年度~平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2~40%の加算をしている。					
(教育委員会)					
平成13年度~平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2~50%の加算をしている。					
1人当たり平均支給額(平成17年度)					
(自己都合)		(勸奨・定年)			
8,596千円		26,578千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含まず。

(3)地域手当(平成18年4月1日現在)

民間の賃金等が特に高い地域に勤務する職員及び医師に支給されています。

支給実績(平成17年度決算)	32,491千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	499,862円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	13%	23人	13%
東京都(国立市)	11%	1人	11%
大阪府(大阪市)	11%	10人	11%
愛知県(名古屋市)	11%	3人	11%
宮城県(仙台市)	4%	1人	4%
岡山県(岡山市)	3%	1人	3%
香川県(高松市)	1%	2人	1%
医師	11%	21人	11%

(注)平成17年度決算については、調整手当に係る数字を記載しています。

(4)特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)	394,833千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	68,192円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)	39.1%		
手当の種類(手当数)	51種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税賦課徴収手当	税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して納税義務者等と直接接して行う納期限後の県税の徴収等の業務	日額 500円

回転翼航空機搭乗手当	回転翼航空機の操縦士又は整備士等	本務として回転翼航空機に搭乗する業務又は消防防災等のため回転翼航空機に搭乗する業務	操縦士 1時間 5,100円 整備士 " 2,200円 その他 " 1,900円 (特殊条件下及び降下時に加算あり)
生活保護業務手当	福祉保健所に勤務する職員	生活保護法に基づく保護の決定のため、出張して要保護者若しくは被保護者の世帯又はその者の扶養義務者を訪問し面接する業務	日額 510円
死体処理手当	福祉保健所、療育福祉センター、身体障害者リハビリテーションセンター、希望が丘学園、児童相談所又は女性相談所に勤務する職員	職務に関連した死体処理の業務	日額 1,000円 (ただし、死体一体につき3,000円以内)
夜間看護等手当	療育福祉センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務	深夜の勤務時間が 4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (深夜における勤務の交替又は救急呼出しに伴う通勤の場合における加算あり。)
感染症防疫作業手当	本庁、福祉保健所、衛生研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員	コレラ等の感染症の防疫又は治療の業務	日額 290円
有害毒薬物取扱手当	医療薬務課、福祉保健所、消費生活センター、農業大学校、病害虫防除所、家畜保健衛生所又は試験研究機関に勤務する職員	亜硫酸等の薬品を使用し、又は人体に有害なガスの発生を伴う試験、検査等の業務	日額 290円
放射線取扱手当	健康づくり課、福祉保健所、療育福祉センター、環境研究センター又は工業技術センターに勤務する診療放射線技師等	放射線を人体に対して照射する作業等	日額 340円
精神保健福祉手当	精神保健指定医	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項又は第2項の規定に基づく診察	日額 290円
	健康づくり課、福祉保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	同法第27条第3項又は第33条第1項の規定に基づく精神保健指定医の診察に立ち会う業務、又は同法第29条第1項又は33条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者を移送する業務	
麻薬取締員手当	麻薬取締員	地方厚生局又は警察との協力捜査、受刑者と面接する業務、又は麻薬等の中毒者若しくは依存者の家庭を訪問し面接する業務	日額 690円
と畜検査等手当	と畜検査員	と畜場法第14条の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 300円
	畜産試験場に勤務する職員	牛、馬、豚、綿羊、やぎ及び鶏の殺処分又は剖検の作業	
動物愛護指導員等手当	狂犬病予防員	狂犬病予防法に規定する犬の処分、抑留、検診、予防注射等の業務	日額 300円
	動物愛護指導員	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づく特定動物の収容又は殺処分等の業務	
し尿浄化槽等検査手当	環境衛生指導員	し尿浄化槽又はし尿消化槽の立入検査の業務	日額 240円
公害防止業務手当	高知県公害防止条例その他の法令に基づく立入検査のための身分証明書を有する職員	高知県公害防止条例その他の法令に基づく著しいばい煙等を発生、排出する施設における立入検査の業務	日額 260円
爆発物取締員手当	危機管理課に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に規定する保安検査又は立入検査の業務	日額 250円
	計量検定所に勤務する職員	計量法に規定する液化石油ガスメーター又はガリウムメーターに関する検定又は立入検査の業務	

急傾斜地作業手当	農業技術センター山間試験部又は茶業試験場に勤務する職員	急傾斜地のほ場又は茶園の管理のための機械を使用して行う作業	日額 290円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	出張して直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務又は牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項の規定による死亡牛の検査のため、牛の死体から延髄を採取する作業	日額 500円 (牛の死体から延髄を採取する作業を行った場合は、1,000円加算)
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛・馬・豚の自然交配若しくは精液採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛・馬・豚を御する作業	日額 230円
船舶乗船手当	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締りの業務	日額 370円
	水産試験場に勤務する職員	海洋調査船に乗り組んで行う海洋資源調査又は漁業開発調査の業務	
潜水作業手当	水産試験場、栽培漁業センター、高知土木事務所高知港事務所に勤務する職員又は警察職員	潜水器具を着用して行う海底調査等の潜水の作業	潜水深度 20メートルまで 1時間310円 30メートルまで 1時間780円 30メートル超 1時間1,500円
水防作業等手当	森林整備課、農業振興センター、林業事務所、土木部に勤務する職員	暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水警報発令中に行う次の業務(指導監督業務を含む。) 警戒巡視業務、水位調査業務 水防作業の現場における指導監督、水防作業、災害調査(状況調査を含む。)	日額 540円 日額 820円
道路上作業等手当	漁港課、建設管理課、建設検査課、河川防災課、砂防課、道路課、都市計画課、下水道課、港湾課、海岸課又は土木部出先機関に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持修繕の作業等(指導監督業務を含む。)	日額 300円
トンネル内作業手当	森林整備課、農業振興センター、林業事務所又は土木部の出先機関に勤務する職員	トンネル内の作業(指導監督業務を含む。)	日額 560円
高所作業手当	環境研究センター、農業技術センター、畜産試験場、森林技術センター、海洋深層水研究所、内水面漁業センター、水産試験場、農林水産部、土木部、教育委員会事務局文化財課、高知城管理事務所又は農業に関する学科を設置する県立高校に勤務する職員又は警察職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は山、谷若しくはがけ等の40度以上の斜面上で行う危険性が特に著しい作業(指導監督業務を含む。)	日額 320円
圧搾空気内作業手当	土木部に勤務する職員	圧搾空気内で行う作業(指導監督業務を含む。)	気圧 0.2メガパスカまで 1時間210円 0.3メガパスカまで 1時間560円 0.3メガパスカ超 1時間1,000円 (ただし、1日の従事時間が4時間以上のときは、4時間とする。)
用地交渉手当		出張して現地で土地等の所有者又は権利者と直接交渉する業務又は代執行の業務	日額 580円
公物管理等手当	道路法その他の法令に基づく公物管理の権限の身分証明書を有する職員	出張して現地で不法採取者、不法占使用者等に直接接して行う不法占使用の排除、原状回復のための措置等の業務	日額 420円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級(多学年学級)を担当する教諭等	多学年学級における授業又は指導の業務	3以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級 日額 290円
添削手当	本務以外に通信教育の添削を担当する職員	本務以外に通信教育の添削指導又は面接指導の業務	提出レポートの添削指導に対して 1通当たり 150円 面接によるものに対して 教育課程表の1時間当たり1,860円

教員特殊業務手当	小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級又は2級の適用を受ける職員	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行、対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの）	日額 3,200円 日額 3,000円 日額 1,700円 日額 900円 日額 1,300円（4時間以上） 650円（2時間以上4時間未満）
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、研究主任、分校主任、人権教育主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
特殊教育所学校部主事手当	盲学校、ろう学校又は養護学校の各部に置かれる主事の職務を担当する教諭	当該各部の主事の職務である業務	日額 270円
捜査作業手当	警察職員	私服員として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	日額 560円
鑑識作業手当	警察職員	職員が法医学、理化学、指紋、手口、写真等の知識を利用する鑑識作業	犯罪現場 日額 560円 以外の場所 日額 280円
交通捜査等作業手当	警察職員	交通事件及び交通事故の捜査並びに交通整理、交通取締り等の作業	日額310円～1,260円
警ら用自動車運転作業手当	警察職員	警ら用自動車を運手して行う機動警ら、犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	日額 420円
巡回警ら作業手当	警察職員（地域勤務員）	巡回警ら作業	日額 340円
看守護送手当	警察職員	留置場における留置人の看守又は留置人の護送の作業	日額 240円
超短波無線電話作業手当	警察職員	超短波無線電話による緊急手配、緊急連絡等の作業	日額 80円
運転免許路上試験作業手当	警察職員（運転免許試験官）	運転免許試験の路上試験の作業	日額 190円
身辺警護等作業手当	警察職員	天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警護に従事したとき その他の要人等の警護作業	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	日額 1,640円 日額 1,100円又は820円
術科指導手当	警察職員（術科指導担当者）	柔道、剣道又は逮捕術の指導の作業	日額 200円
爆発物等処理作業手当	警察職員	火薬類取締法等に規定する保安検査又は立入検査の作業 爆発物処理班員が、爆発物である疑いのある物件に接近して行う処理作業 特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いのある物質の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（この作業を除く。） 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で特殊危険物質が発生するおそれのある作業	日額 250円 物件1個当たり 5,200円 日額 4,600円 日額 250円 日額 460円
災害警備等作業手当	警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
国外犯罪情報収集作業手当	警察職員	国外において犯罪の捜査に関する情報収集業務の作業	日額 1,100円
国際緊急援助活動従事手当	警察職員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域における国際緊急援助活動業務	日額 4,000円

死体処理作業手当	警察職員	刑事調査官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	日額 3,200円 日額 1,600円～3,200円
夜間特殊業務等作業手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる警備等の業務	日額 1,240円～410円
浄化槽等保守作業手当	庁舎の管理業務に従事する技能職員	庁舎の浄化槽、汚水槽、雑排水槽の保守管理のため直接汚物に接触する作業	日額 250円
有害農薬使用手当	高知城管理事務所又は県立高校に勤務する技能職員	毒物又は劇物を含む有害農薬を使用する作業	日額 290円

(5) 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成17年度決算)	2,314,116千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成17年度決算)	156千円
支給実績(平成16年度決算)	2,561,054千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成16年度決算)	170千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料月額に100分の20を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額	同	-	923,613千円	728,401円
初任給調整手当	医師、獣医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難な程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 ・医師 上限額306,900円 ・獣医師 上限額10,000円	異なる	国制度 獣医師の制度なし	56,167千円	1,604,771円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・その他の扶養親族のうち2人まで 6,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族の1人 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・その他の扶養親族 5,000円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めか)	同	-	1,713,797千円	182,338円
住居手当	1 自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給 2 単身赴任手当が支給される職員で、配偶者が居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に配偶者等が居住する職員等に支給	1 - (1) 借家借間居住者 ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上27,000円(支給限度額)	異なる	国制度 1 - (2) ・支給額 2,500円 2 - (2) ・制度なし	784,091千円	106,926円

特勤勤務手当（準ずる手当）	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して100分の1から100分の18までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額	異なる	国制度 支給率が100分の4から100分の25までの範囲	38,861千円	215,894円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	114,921千円	105,047円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿日直勤務をした場合に支給	1回 4,200円（特殊業務等5,100円～20,000円）	同	-	331,830千円	268,037円
管理職員特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて定額 1回 4,000円～10,000円（6時間を超える場合は加算あり）	同	-	4,652千円	48,968円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員、自動車等を使用している職員等に支給	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 ・支給限度額 1箇月当たり56,200円 2 交通用具使用者 3,300円（片道2～5km）～36,800円（片道65km以上）	異なる （交通用具使用者のうち、地域手当支給地域の公署に勤務する職員については国に同じ）	国制度 1 上限額 55,000円 2 上限額 24,500円	1,505,120千円	119,634円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員等に支給	・基礎額 月額23,000円 ・加算額 配偶者の住居との距離区分に応じ最高45,000円を加算	異なる	国制度 加算額の距離区分が異なる	139,099千円	301,080円
農林漁業普及指導手当	農業改良助長法第8条第1項の普及指導員等	給料月額に100分の6を乗じた額			86,191千円	397,194円
へき地手当（準ずる手当）	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して100分の1から100分の18までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額			176,903千円	199,665円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	定時制（夜間部）19,000円 通信制 3,500円 （管理職手当受給者について併給調整あり）			39,110千円	222,216円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	職務の級に応じた定額 2級・3級 （農業・水産）19,000円 （工業）16,000円 1級（農業・水産）14,000円 （工業）12,000円 （管理職手当受給者又は定時制通信教育手当受給者について併給調整あり）			82,284千円	326,524円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額20,200円 職務の級及び号給に応じた定額			1,407,325千円	184,882円

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給料月額等（減額後の額）
給 料	知 事	1,240,000 円（992,000 円）
	副知事	950,000 円（836,000 円）
	出納長	840,000 円（781,200 円）
報 酬	議 長	910,000 円（900,000 円）
	副議長	830,000 円（820,000 円）
	議 員	780,000 円（770,000 円）
期末手当	知 事	（平成17年度支給割合）
	副知事	6 月期 1.6 月分
	出納長	12 月期 1.7 月分 合計 3.3 月分
	議 長	（平成17年度支給割合）
副議長	6 月期 1.6 月分	
議 員	12 月期 1.7 月分 合計 3.3 月分	
退職手当	知 事	（算定方式） （支給時期） 給料×在職月数×60/100（任期毎）
	副知事	給料×在職月数×43/100（任期毎）
	出納長	給料×在職月数×30/100（任期毎）

（注）平成17年4月1日から平成20年3月31日まで（知事にあつては、現任期中の平成19年12月6日まで。県議会の議員にあつては、現任期中の平成19年4月29日まで。）の間、給料等の減額措置を行っています。

平成18年4月1日現在、知事にあつては20%、副知事にあつては12%、出納長にあつては7%給料を減額しています。また、県議会の議長、副議長及び議員にあつては報酬を1万円減額しています。

6 公営企業職員の状況

高知県では、電気事業、工業用水道事業（高知県企業局）及び病院事業（高知県病院局）に関する公営企業を設置しています。

（1）電気事業

職員給与費の状況

ア 平成17年度決算

総費用 （A）	純損益又は 実質収支	職員給与費 （B）	総費用に占める 職員給与費比率 （A/B）	（参考） 平成16年度総費用に 占める職員給与費比率
千円 1,642,827	千円 61,922	千円 460,497	% 28.0	% 24.3

イ 平成18年度予算

職員数 （A）	給 与 費				1人当たり給与費 （B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
人 53	千円 221,864	千円 55,697	千円 94,743	千円 372,304	千円 7,025

（注）1 給与費は、当初予算に計上された額であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当は含んでいません。

ウ 給与の特例措置の状況

平成17年4月から3年間、管理職の給料（調整額を含む）の5%、管理職以外の職員の給料（調整額を含む）の3%を減額して支給しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

公表の時点では平成18年4月1日時点の団体平均のデータがないため、平成17年4月1日時点のデータを記載しています。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 （電気事業）	43.5歳	363,429円	560,245円
団体平均 （H17.4.1時点）	39.9歳	367,355円	597,547円

- （注）1 高知県公営企業（電気事業）の基本給及び平均月収額は、（1）-ウの給与の抑制措置後の額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
 3 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの電気事業の平均値です（情報提供：総務省）。

職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業（電気事業）	高 知 県												
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,762千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,859千円												
（平成17年度支給割合） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">期末手当</td> <td style="text-align:center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計 3.0 月分</td> <td style="text-align:center;">1.45 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">（1.6 月分）</td> <td style="text-align:center;">（0.75 月分）</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	計 3.0 月分	1.45 月分	（1.6 月分）	（0.75 月分）	（平成17年度支給割合） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">期末手当</td> <td style="text-align:center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計 3.0 月分</td> <td style="text-align:center;">1.45 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">（1.6 月分）</td> <td style="text-align:center;">（0.75 月分）</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	計 3.0 月分	1.45 月分	（1.6 月分）	（0.75 月分）
期末手当	勤勉手当												
計 3.0 月分	1.45 月分												
（1.6 月分）	（0.75 月分）												
期末手当	勤勉手当												
計 3.0 月分	1.45 月分												
（1.6 月分）	（0.75 月分）												
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%												

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業（電気事業）	高 知 県
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
（平成16年度～平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2～40%の加算をしている。） 1人当たり平均支給額（平成17年度） （自己都合） （勸奨・定年） 18,431千円 27,959千円	（知事部局） （平成16年度～平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2～40%の加算をしている。） 1人当たり平均支給額（平成17年度） （自己都合） （勸奨・定年） 8,596千円 26,578千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含みます。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給対象者は、いません。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分		高知県公営企業（電気事業）	
支給総額（平成17年度決算）		4,668千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		222,286円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		39.6%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	企業局職員	特殊な作業又は監督に従事 第1号作業 傾斜30度以上の導水路の内部工事の作業及び監督等 第2号作業 制水門扉により制水中の水圧ずい道、鉄管路及び放水路の内部作業等 第3号作業 ずい道内における作業（第1号作業及び第2号作業に規定する場合を除く）等	第1号作業 150円/時 第2号作業 120円/時 第3号作業 100円/時
交替勤務手当	発電管理事務所及び総合制御所の業務に従事する職員	交替勤務の一部、全部が深夜（午後10時から午前5時までをいう。）において行われる業務	交替制1回当たりの深夜における勤務時間 ・4時間以上 3,300円 ・2時間以上4時間未満 2,900円 ・2時間未満 2,000円
用地交渉手当	企業局職員	出張して現地で土地等の所有者又は権利者と直接交渉する業務又は代執行の業務	日額 580円
公物管理手当	企業局職員	出張して現地で不法採取者、不法占使用者等に直接接して行う不法占使用の排除、原状回復のための措置等の業務	日額 420円
道路上作業等手当	企業局職員	交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持修繕の作業等	日額 300円

オ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績（平成17年度決算）	13,809千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成17年度決算)	261千円
支給実績（平成16年度決算）	14,023千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成16年度決算)	265千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	4,630千円	926,093円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	7,280千円	182,000円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	2,717千円	87,645円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	5,453千円	111,278円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	2,619千円	97,003円

宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	48千円	48,000円

(2)工業用水道事業

職員給与費の状況

ア 平成17年度決算

総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (A/B)	(参考) 平成16年度総費用に 占める職員給与費比率
千円 517,481	千円 48,143	千円 46,060	% 8.9	% 12.4

イ 平成18年度予算

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 8	千円 24,689	千円 3,838	千円 9,959	千円 38,486	千円 4,811

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当は含んでいません。

ウ 給与の特例措置の状況

平成17年4月から3年間、管理職の給料(調整額を含む)の5%、管理職以外の職員の給料(調整額を含む)の3%を減額して支給しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)

公表の時点では平成18年4月1日時点の団体平均のデータがないため、平成17年4月1日時点のデータを記載しています。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (工業用水道事業)	35.9歳	285,050円	378,769円
団体平均 (H17.4.1時点)	45.5歳	387,785円	612,467円

(注) 1 高知県公営企業(工業用水道事業)の基本給及び平均月収額は、(1)-ウの給与の抑制措置後の額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

3 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの工業用水事業の平均値です(情報提供:総務省)。

職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業（工業用水道事業）	高 知 県
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,238千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,859千円
（平成17年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 計 3.0 月分 1.45 月分 （1.6 月分） （0.75 月分）	（平成17年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 計 3.0 月分 1.45 月分 （1.6 月分） （0.75 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業（工業用水道事業）	高 知 県
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （知事部局）
（平成16年度～平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2～40%の加算をしている。） 1人当たり平均支給額（平成17年度） （自己都合） （勸奨・定年） - 千円 - 千円	（平成16年度～平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2～40%の加算をしている。） 1人当たり平均支給額（平成17年度） （自己都合） （勸奨・定年） 8,596千円 26,578千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含まず。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給対象者は、いません。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分	高知県公営企業（工業用水道事業）
支給総額（平成17年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	0.0%
手当の種類（手当数）	5種類
手当の名称	主な支給対象職員 主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
高知県公営企業（電気事業）と同じ。	

オ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績（平成17年度決算）	448千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成17年度決算)	56千円
支給実績（平成16年度決算）	850千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成16年度決算)	94千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	709千円	236,295円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	266千円	88,667円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	379千円	75,840円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円

(3) 病院事業

職員給与費の状況

ア 平成17年度決算

総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成16年度総費用に 占める職員給与費比率
千円 12,666,170	千円 1,134,635	千円 6,215,499	% 49.1	% 46.8

イ 平成18年度予算

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 707	千円 2,755,810	千円 891,248	千円 1,098,580	千円 4,745,638	千円 6,712

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当は含んでいません。

ウ 給与の特例措置の状況

平成17年4月から3年間、管理職の給料（調整額を含む）の5%、管理職以外の職員の給料（調整額を含む）の3%を減額して支給しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

公表の時点では平成18年4月1日時点の団体平均のデータがないため、平成17年4月1日時点のデータを記載しています。

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 （病院事業）	医師	38.8歳	505,574円	1,160,249円
	看護師	37.3歳	298,306円	463,378円
	事務職員	38.1歳	299,131円	496,910円
団体平均 （H17.4.1時点）	医師	42.3歳	545,366円	1,227,055円
	看護師	37.0歳	324,981円	526,449円
	事務職員	43.1歳	383,016円	616,941円

（注）1 高知県公営企業（病院事業）の基本給及び平均月収額は、（1）-ウの給与の抑制措置後の額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

3 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの病院事業の平均値です（情報提供：総務省）。

職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業（病院事業）	高 知 県				
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,533千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,859千円				
（平成17年度支給割合） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;"> 期末手当 計 3.0 月分 (1.6 月分) </td> <td style="width:50%; text-align:center;"> 勤勉手当 計 1.45 月分 (0.75 月分) </td> </tr> </table>	期末手当 計 3.0 月分 (1.6 月分)	勤勉手当 計 1.45 月分 (0.75 月分)	（平成17年度支給割合） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;"> 期末手当 計 3.0 月分 (1.6 月分) </td> <td style="width:50%; text-align:center;"> 勤勉手当 計 1.45 月分 (0.75 月分) </td> </tr> </table>	期末手当 計 3.0 月分 (1.6 月分)	勤勉手当 計 1.45 月分 (0.75 月分)
期末手当 計 3.0 月分 (1.6 月分)	勤勉手当 計 1.45 月分 (0.75 月分)				
期末手当 計 3.0 月分 (1.6 月分)	勤勉手当 計 1.45 月分 (0.75 月分)				
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%				

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業（病院事業）			高 知 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
<p>（平成16年度～平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2～40%の加算をしている。）</p>			<p>（平成16年度～平成18年度は、職員の年齢構成及び退職手当の年度ごとの支給額の平準化を図るため、定年前早期退職特例措置として2～40%の加算をしている。）</p>		
1人当たり平均支給額（平成17年度）			1人当たり平均支給額（平成17年度）		
（自己都合）		（勸奨・定年）	（自己都合）		（勸奨・定年）
2,361千円		26,164千円	8,596千円		26,578千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含みます。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

医師に支給されています。

支給実績（平成17年度決算）	46,957千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	504,917円		
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	11%	77人	11%

（注）平成17年度決算については、調整手当に係る数字を記載しています。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分	高知県公営企業（病院事業）		
支給総額（平成17年度決算）	98,516千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	194,695円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	73.2%		
手当の種類（手当数）	6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	病院局に勤務する診療放射線技師等	放射線を人体に対して照射する作業等	日額 230円
感染症病室内作業手当	感染症の患者を入院させる感染症病室に配置されている職員	コレラ等一定の感染症の防疫又は治療の業務	日額 290円
夜間看護等手当	病院に勤務する助産師、看護師、准看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から午前5時までをいう。）において行われる看護等の業務に従事	交替制1回当たりの深夜における勤務時間 ・4時間以上 3,300円 ・2時間以上4時間未満 2,900円 ・2時間未満 2,000円 （深夜における勤務の交替又は救急呼出しに伴う通勤の場合における加算あり。）
回転翼航空機搭乗手当	病院に勤務する職員	救急医療業務のために回転翼航空機に搭乗	1時間当たり1,900円

死体取扱手当	病院に勤務する職員	職務に関連して死体処理作業に従事した場合	日額 1,000円
浄化槽等保守等管理手当	技能職	浄化槽等の保守管理のため直接汚物に接触する作業に従事した場合	日額 250円

オ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成17年度決算)	277,371千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成17年度決算)	401千円
支給実績(平成16年度決算)	311,906千円
職員一人当たりの平均支給年額(平成16年度決算)	447千円

カ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容	支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	16,755千円	1,047,169円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難な程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 ・医師 上限額307,900円 ・獣医師 上限額10,000円	異なる	一般行政職の制度 獣医師の制度あり	224,958千円	2,418,904円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	57,519千円	163,871円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	43,252千円	166,355円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	71,608千円	135,622円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	4,177千円	321,308円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	48,740千円	105,726円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	55,103千円	267,490円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。		同	-	0千円	0円

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり40時間としており、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとなっています。

(2) 週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日(12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)をいいます。

(注) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、1週間の勤務時間等の特例を定めています。

この場合、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることとしており、それが困難な場合は、4週間を超えない期間で1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けることとしています。

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(1) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに付与する休暇で、その日数は一年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。(時間単位で取得した場合は、8時間の取得で1日となります。)

また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰越することができます。

(2) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア 結核性疾患 引き続き3年以内

イ 規則により定めている難病 引き続き1年以内

ウ 高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患
腎臓疾患、糖尿病及び悪性新生物 引き続き180日以内

エ 地方公務員災害補償法の規定により任命権者が公務又は通勤により生じたものであることの意見を付した疾病又は負傷 引き続き1年以内

オ 上記アイウエ以外の疾病又は負傷 引き続き150日以内

(職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日以内)

(3)特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇で、次の表のとおりです。

原 因	承認を 与 える 期 間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	そのつど必要と認める時間
(2) 風水害震火災その他非常災害による交通遮断	そのつど必要と認める時間
(3) 風水害震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	そのつど必要と認める時間
(5) 証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	そのつど必要と認める時間
(6) 選挙権その他公民としての権利行使	そのつど必要と認める時間
(7) 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	そのつど必要と認める時間
(8) 地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める時間
(9) 女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えるときは、その超える期間については、病気休暇の規定による。
(10) 職員の結婚	そのつど必要と認める日。ただし、7日を超えることができない。
(11) 妊娠障害（妊娠中の女性職員が、妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合）	妊娠の期間中10日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）
(12) 妊産婦の健康診断（妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合）	妊娠6月（1月は28日として計算する。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
(13) 妊婦の通勤緩和（妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
(14) 職員の分べん	1 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日までの期間 2 出産の日の翌日から8週間（多胎妊娠による出産の場合にあっては、10週間）。ただし、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の上記の場合にあっては、10週間
(15) 男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）	職員の配偶者が14の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）

原 因	承認を与える期間								
(16) 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)								
(17) 育児(職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。)(*高知県病院局に勤務する職員にあっては、生後1年3月に達しない生児を育てる場合。)	1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。))を含む。)1回45分								
(18) 看護(職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。)	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)								
(19) 骨髄提供(職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合)	そのつど必要と認める日又は時間								
(20) 社会に貢献する活動(職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。))を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。)	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)								
1 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動									
2 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で人事委員会が定めるものにおける活動									
3 1及び2に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動									
4 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動									
(21) 父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限必要と認める期間								
(22) 忌引	<table border="0"> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、おじ、おば、配偶者の子、子の配偶者、配偶者の祖父母、祖父母の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者のおじ、おば、おじ、おばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </table>	配偶者	10日	父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者	7日	祖父母、兄弟姉妹	3日	孫、おじ、おば、配偶者の子、子の配偶者、配偶者の祖父母、祖父母の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者のおじ、おば、おじ、おばの配偶者	1日
配偶者	10日								
父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者	7日								
祖父母、兄弟姉妹	3日								
孫、おじ、おば、配偶者の子、子の配偶者、配偶者の祖父母、祖父母の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者のおじ、おば、おじ、おばの配偶者	1日								

(4)介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（介護休暇の取得の間は、給与を減額します。）

取得できる期間は、6箇月以内となっています。

(5)組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の義務に従事する場合の休暇です。1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

3 育児休業等

(1)育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。

(2)部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

第4章 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

平成17年の職員の年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

	平成17年平均使用日数	平成16年平均使用日数
知事部局	13.4日	13.1日
教育委員会（事務局）	9.4日	8.9日
警察本部	6.0日	5.9日
その他行政委員会	11.4日	11.1日
企業局	16.3日	16.8日
病院局	8.8日	9.4日

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業

平成17年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。 (単位：人)

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	9	4	1	2	1	1	0	0
女性職員	192	2	4	70	76	25	2	13
計	201	6	5	72	77	26	2	13

(2) 部分休業

平成17年度中に新たに部分休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。 (単位：人)

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	1	0	0	1	0	0	0	0
女性職員	10	1	2	5	2	0	0	0
計	11	1	2	6	2	0	0	0

(単位：人)

区分	部分休業 取得者数	1日の部分休業取得時間（平均）			
		30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え
男性職員	1	0	1	0	0
女性職員	10	1	5	1	3
計	11	1	6	1	3

(3)介護休暇

平成17年の職員の介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）						
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	4	2	2	0	0	0	0	0
女性職員	32	7	17	5	2	0	0	1
計	36	9	19	5	2	0	0	1

(単位：人)

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	4	1	0	1	1	0	1
女性職員	32	7	10	2	5	3	5
計	36	8	10	3	6	3	6

3 倫理条例に基づく届出の状況

管理職員（管理職手当の支給を受ける者）への事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）の状況は次のとおりです。

区分	件数		人数	金額
金銭・物品の供与	1件	(5.6%)	1人	18千円
供応接待	4件	(22.2%)	2人	71千円
報酬等	13件	(72.2%)	9人	390千円
合計	18件	(100.0%)	12人	479千円

報酬等には、費用弁償等の旅費も含む。件数のあとの（ ）書は構成比。

4 職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間中においては、職務上の注意力の全てをその職責遂行に用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務のみに従事しなければならないとされています（地方公務員法第35条）が、法律又は条例に特別の定めがある場合は職務に専念する義務を免除されることがあります。

その特例規定として定められている場合は次のとおりです。

【職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）】

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会規則で定める場合

【職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）】

第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 県の特別職の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (4) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行なう場合
- (5) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学の通信教育を受けておる者が所定の授業科目の単位数を修得するため面接授業を受ける場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行なう当該職員の職務に関連のある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、又はこれらの審理のため人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (10) 職員の苦情の処理に関する規則（平成17年高知県人事委員会規則第3号）第5条第2項の規定により申出人が職員相談員からの事情聴取等の求めに応ずる場合
- (11) 職員団体の代表者として法第53条第6項の規定による当該職員団体の登録の取消しに係る聴聞の期日に出頭する場合
- (12) 職員団体の代表者として法第55条第8項の規定により県の当局と交渉する場合
- (13) 法第55条第11項の規定により県の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (14) その他特別の事由がある場合

5 営利企業従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされていますが、任命権者の許可の基準及び許可件数は次のとおりとなっています。

【営利企業等の従事制限の基準に関する規則（抜粋）】

（許可の基準）

第1条 任命権者は、職員が地方公務員法（以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、営利企業を営むことを目的とする会社その他企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことの許可の申出をしたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて許可を与えることができる。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼす虞がある場合
- (2) その営利企業が、職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、不当な結果を生ずる虞がある場合
- (3) その他全体の奉仕者たる公務員として妥当でない認められる場合

2 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、報酬を得て事業又は事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて許可を与えることができる。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすと認められる場合
- (2) その事業又は事務の性質上従事することが適当を欠くと認められる場合

営利企業従事許可の件数（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

区 分	知事局	教員委員会	警察本部	企業局	病院局
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ねる場合	6	-	-	-	-
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1	2	-	-	-
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事する場合	49	846	1	-	28

第5章 職員の分限及び懲戒の状況

1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、休職、降任、免職等があります。

平成17年度の分限処分の状況

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分の事由				
勤務成績不良の場合	-	1	-	1
心身の故障の場合	-	-	208	208
適格性の欠如の場合	-	1	-	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	1	1
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	-	-	-	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	-	-	-	0
合 計	0	2	209	211

(注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

2 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

(1) 平成17年度の懲戒処分の状況

処分の事由	懲 戒 処 分				
	戒告	減給	停職	免職	計
任命権者					
知事部局	-	2	-	1	3
教育委員会(事務局)	1	3	-	-	4
教育委員会(小・中・高校等)	-	1	4	4	9
警察本部	6	2	-	-	8
企業局	-	-	-	-	0
病院局	-	-	-	-	0
合 計	7	8	4	5	24

(2) 処分の事由別状況

任命権者 \ 処分の事由	給与・任用関係	一般服務関係	一般非行関係	事務に関する不正	道路交通法違反	監督責任	計
知事部局	-	1	-	-	2	-	3
教育委員会（事務局）	-	4	-	-	-	-	4
教育委員会（小・中・高校等）	-	3	2	-	4	-	9
警察本部	-	7	-	-	-	1	8
企業局	-	-	-	-	-	-	0
病院局	-	-	-	-	-	-	0
合 計	0	15	2	0	6	1	24

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修は、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を修得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施している。

(1)知事部局等

平成17年度に職員能力開発センターにより実施した研修の主な受講実績

研修区分	研修名称	区分	対象者 (前年度途中採用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講者数
基本研修	新採用職員研修	指名	新採用職員	社会人としての自覚と県職員としての意識の確立を図るとともに、職務に必要な基礎的知識・態度を習得させ、職場への適応力を養成する。また、体験研修を行い、主体性や協調性、柔軟な思考力を養うとともに、行動力や問題解決能力を高める。	31名
	2年目研修	指名	採用後1年を経過した職員	1年間の行動をふりかえりながら、課題・問題点を整理し、その原因を考えることで2年目のステップアップにつなげる。	50名
	3年目・4年目・5年目研修	指名 選択	採用後2～4年を経過した職員	若年者の能力開発を目的として、職務に必要な基本的な考え方やスキルを習得する。	89名
	プロフェッショナル育成	指名	採用後4年を経過した職員	高知県の現状を把握し、新たな価値の創造と高い成果を生み出す自律的・創造的な行動ができる職員を育成する。	27名
	自分を高める（ステップ1）	指名 選択	主査職を2年経過した者	効果的に仕事を進めるための考え方やスキルを習得する。	51名
	自分を活かす (30代キャリアデザイン)	指名	31歳の職員	職業人としての生活をより豊かに過ごすために、個人と組織のかかわりの中で自己の存在意義を確立し、「自立した組織人」への自己変革を促す。	51名
	自分を高める（ステップ2）	指名 選択	主幹職を4年経過した者	環境の変化に柔軟に適應した行政を進めるために必要な能力を習得する。	119名
	班長・チーフ研修	指名	新任の班長・チーフ等	リーダーとしての役割を認識するとともに、その職務遂行上必要な基本的能力の向上を図る。	62名
	仕事と私を考える (40代キャリアデザイン)	指名	41歳の職員	職業人としての生活をより豊かに過ごすために、個人と組織のかかわりの中で、自己の存在意義を再認識し、自らのキャリアについて考える。	132名
	補佐・次長研修	指名	新任の補佐・次長等	リーダーとしてその役割や責任を理解、自覚するとともに組織の管理運営上必要な能力の向上を図る。	53名
所属長級研修(行政の経営倫理と危機管理)	指名	所属長等	社会環境変化に伴う経営倫理の背景・考え方と経営倫理を含むリスクマネジメントについての実践スキルを学ぶ。	82名	
人事考課研修	指名	人事考課者	効果的で質の高い組織の実現に向け、客観的かつ納得性の高い人事考課制度の仕組みとその運用の実際について学ぶ。	45名	
職場研修支援	新採用職員指導者研修	指名	新採職員職場指導者	新採用職員に対する職場指導の重要性と指導者としての役割を認識し、新採用職員の自律性を高めるための効果的な指導方法を身につける。	26名
	OJDマネジメント実践研修	指名	新任所属長	行政環境の変化に対応できる組織経営能力を向上させるため、組織目標と人の育成を統合したマネジメントの考え方を理解し、実践するための方法論と具体的スキルを身につける。	60名

研修区分	研修名称	区分	対象者 (前年度途中採用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講者数
職場研修支援	応接マナー指導者研修	指名	職場の応接マナー指導者	県民サービスを向上させるために、職場での効果的な研修の実施に向けての知識や研修技法を習得し、職場研修に指導的な役割を果たすことのできる職員を養成する。	63名
	接客マナー実習	応募	職場の応接マナー指導者	県民サービスを向上させるため、接客業での実地体験を行うことにより意識改革を促し、職場における応対マナーの指導に活かす。	29名
	スマイルサポーター養成研修	指名	スマイル・サポーター	スマイル・サポーターとしての役割認識と必要な基礎知識及び態度を習得する。	34名
	人権問題指導者研修	指名	職場の人権問題指導者	職員の人権意識を高めるため、職場での効果的な研修の実施に向けての知識や研修技法を習得し、職場研修に指導的な役割を果たすことのできる職員を養成する。	59名
コンピテンシー型能力開発システム	組織経営力コース チーム経営力コース (合同開催)	応募	希望者	県庁を常に変革志向する組織へと変えてゆくために、自らの価値観を持ち新しい発想や仕組みを提起できる創造的な能力を養成するとともに、県民ニーズの多様性に対応しながら、経営感覚を持って組織をマネジメントしていける、これからのリーダーとして求められる能力を開発する。	7名
		応募	希望者		5名

(2)教育委員会

研修名称	区分	対象者 (前年度途中採用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講者数
初任者研修	指名	採用1年次	公務員に求められるもの。授業評価システム等の研修を行う。	43名
10年経験者研修	指名	在職期間が満9年となる者	教育センター及び在籍校等で、教科指導、生徒指導等課題解決に関する内容の研修を行う。	201名
管理職育成プログラム	指名	新任用～3年目(将来的には4年目)の教頭	課題解決等管理職として不可欠な内容の研修を行う。	114名
自主企画研修	応募	募集等による	勤務校において修得することが困難な知識、技能等について、自ら研修を企画し、修得する。	54名
若年教員サポート	指名	採用3、4年次	教員の資質や指導力の向上のため、精神的、技術的支援を指導主事が行う。	213名

(3) 警察本部

研修名称	区分	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
初任科研修	指定	新たに採用した巡査	警察官として必要な知識・技能を修得させる。	103名
一般職員初任科研修	指定	新たに採用した一般職員	警察一般職員として必要な知識を修得させる。	8名
新任幹部任用科研修	指定	巡査部長昇任予定者等	新任幹部として必要な知識・技能を修得させる。	35名
部門別任用研修 (生活安全・刑事・交通・警備)	指定	専務員任用候補者	専務員として必要な知識・技能を修得させる。	45名
専科研修	指定		専門的な知識・技能を修得させる。	352名

(4) 病院局

研修名称	区分	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
認定看護管理者 セカンドレベル研修	指名	看護長以上	高度な看護管理能力育成	10名
保健師助産師看護師等実習指導講習会	指名	実習指導看護師	実習指導に必要な知識・技術の習得	2名
看護管理研修	指名	副看護長以上	看護管理能力養成	4名
新規採用職員研修	指名	新規採用職員	公務員制度、医療人としての心がまえ等基本的知識の習得	54名

2 勤務成績の評定の状況

(1) 知事部局等

人事考課制度の実施

高知県人材育成基本方針に基づき、県民本位の視点で自らが考え実践できる人材(職員)を育成するとともに、県庁組織の全体最適を目指した人材の活用に資することを目的とし実施しています。

職員の業績とそれに繋がるプロセスや能力を客観的、継続的に把握し、人材の活用と公平かつ公正な人事配置の参考にするとともに、考課結果をフィードバックすることによって、職員の適性の発見や能力の開発に繋げ、県庁の組織としての目標の実現とそのために必要な人材を育成することにその意義があります。

なお、平成17年度は人事考課制度の見直しを行っており、幹部職員(本庁課長補佐、出先機関次長以上)については、新たな人事考課制度による人事考課(試行)を行いました。

ア 対象職員

次の各号に掲げるものを除く全ての職員

- ・教育職給料表が適用される職員
- ・条件付き採用期間中の職員
- ・効果期間の全期間に亘って休職・育児休業等で勤務の実績がない職員
- ・臨時的任用職員及び非常勤職員

イ 考課基準日及び考課期間

(一般職員)

- ・考課基準日 12月1日
- ・考課期間 前年の12月1日から11月30日までの1年間。

(幹部職員)

- ・考課基準日 3月31日
- ・考課期間 制度の見直しによる経過措置として、平成16年12月1日から平成18年3月31日までの間。

ウ 考課方法

第1次、第2次の複数考課者で行い、それぞれの考課は5段階絶対評価。幹部職員については、点数化して、最終承認者が調整を行った。

評価終了後、職員の育成を図る観点から、考課者が、日常の業務や人事考課などを通じて気づいたことや発見したことについて、職員自身と直接話し合うフィードバックを行う。

(2) 教育委員会

職業能力育成型人事評価制度の実施

教職員の資質・指導力の向上を図るための公平性・透明性のある人事評価制度の平成18年度完全実施に向け、試行等を踏まえて構築した新しい人事評価制度を県内全ての公立学校で実施する。

(新しい人事評価制度が目指すもの)

- ・公正で、透明性のある人事評価の実施
- ・教職員の職業能力の育成

(新しい人事評価制度を運用することにより、校内運営組織における個々の教職員の役割や責任を明確にし、その役割等を認識して職務に取り組むことで、個人の職務遂行能力の向上を図り、併せて校内組織の活性化につなげる。)

ア 評価除外者

- ・ 臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)
- ・ 充て指導主事
- ・ 地域教育指導主事
- ・ 休職、停職、長期研修、産前・産後休暇、育児休業等の事由により、人事評価の作成基準日の前の日において、評価の対象期間内の勤務実績が基準日数(延べ勤務日数が90日)に満たない職員
- ・ 上記 ~ のほか、県教育長が評価を実施することが、困難であると認める職員

イ 評価期間及び基準日

(ア) 定期評価

評価書の作成基準日(3月1日)において、評価の対象期間(前年の4月1日から3月31日まで)中の勤務実績が延べ90日を超える職員を対象にして実施

(イ) 条件評価

当該年度に条件附採用となった職員を対象者として実施

ウ 全校実施の主な内容

- ・ 自己目標シートを活用した自己目標の設定
- ・ 年度当初における管理職との面談を通しての目標のすりあわせと自己目標の決定
- ・ 年度末における自己評価と面談を通しての管理職の評価のフィードバック
- ・ 態度、能力、成果の3要素による4段階評価の実施
- ・ 評価者研修会等を実施し、評価者の質の向上を図る

(3)警察本部

高知県警察職員勤務評定

勤務評定は、人事の公正を期するため職員の勤務成績を公正に評定し、幹部による指導及び教養を計画的に行い人材育成するとともに、職員の能力及び資質を把握し、公平かつ公正に人事配置が行われるよう参考にしています。

ア 勤務評定実施の除外

次の各号の一に該当する職員については、勤務評定を行わない。

- ・ 部長、参事官、所属長、高知署副署長及び高知南署副署長
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 非常勤職員
- ・ 本部長が評定の必要がないと認める職員

イ 評定期間

前回の評定実施から当該評定の時期までとする。ただし、正式に採用若しくは昇任させた後、評定を行っていない職員については、その正式採用又は昇任の日から当該評定の時期までとする。

ウ 評定方法

所属階級等により分布制限を設けそれを基に、評定者は5段階評価を行い、調整者は評定について不均衡のないように調整し、その後評定確認者が審査し確認を行い決定する。

第7章 職員の福祉の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全対策を行う体制を整備しています。また、各種健康診断を実施しその結果必要と認める職員に対し、健康指導を行ったり、健康教室を開催しています。

実施状況については、次のとおりです。

1 労働安全衛生管理体制 (平成17年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
県安全衛生委員会の設置	1	-	-	1	1
地区安全衛生委員会の設置	7	-	-	-	-
職場安全衛生委員会の設置	7	-	-	-	-
職場衛生委員会の設置	10	28	9	-	3

2 健康診断の実施(・・・実施) (平成17年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
定期健康診断					
ガン検診					
人間ドック					
VDT作業者検診					
特殊健康診断					

3 メンタルヘルス対策事業(・・・実施) (平成17年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
専門家による相談					
研修会の開催					
職場復帰支援制度の運用			-	-	-

* 教育委員会の職場復帰支援制度の運用は、公立学校教職員のみを対象としています。

4 保健事業等(・・・実施) (平成17年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
保健指導					
健康教室等の開催		-			

5 互助会制度 (平成17年度)

	知事部局等	企業局	病院局	計	教育委員会	警察本部
会員数	4,042人	61人	682人	4,785人	8,891人	1,952人
県の補助金支出額	0円	0円	0円	0円	0円	0円
会員掛金額	102,552千円	1,458千円	15,394千円	119,404千円	244,286千円	49,536千円
県費の補助対象となる 主な事業内容	医療費補助金 死亡弔慰金 傷病見舞金 災害見舞金				医療費補助金 死亡弔慰金 傷病見舞金 災害見舞金 出産祝金 結婚祝金	死亡弔慰金 傷病見舞金 災害見舞金 出産祝金 結婚祝金

6 職員住宅の保有状況 (平成17年度3月末現在)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
東部地区の職員住宅	77戸	95戸	177戸	0戸	41戸
中央地区の職員住宅	457戸	346戸	369戸	26戸	0戸
西部地区の職員住宅	328戸	172戸	237戸	0戸	69戸
県外職員住宅	32戸	0戸	0戸	0戸	0戸
計	894戸	613戸	783戸	26戸	110戸

7 公務災害の発生状況 (平成17年4月～平成18年3月)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	企業局	病院局
公務(通勤)災害認定数	37件	70件	32件	0件	16件